

タイにおけるリスクベースの化学物質管理制度の強化に関する
日本国経済産業省とタイ王国工業省工場局間の協力に関する覚書
(仮訳)

日本国経済産業省とタイ王国工業省工場局（以下、「両者」という。）との間において、2012年8月30日に署名され、3年間継続した協力覚書が成功裏に実施されたことによって、両者は、タイにおけるリスクベースの化学物質管理制度を強化するための協力（以下、「協力」という。）を、さらに継続する意向を表明する。

第1項 目的

本協力覚書（以下、「覚書」という。）の目的は、化学物質についての透明性のある科学的なリスク評価手法及び科学的なリスク管理手法を用いて、WSSD 2020 目標の達成及び人の健康や環境への化学物質による著しい悪影響の最小化のため、日泰化学物質管理政策対話（以下、「対話」という。）の設立及び技術協力の実施を通じて、タイにおけるリスクベースの化学物質管理制度を強化することである。

第2項 協力範囲

この覚書は、関係機関及び民間部門の参加による対話及び各プロジェクトの実施を通じて、第1項で述べた目的を達成するための以下の事項を協力範囲とする。

- （1）両者は、対話や各プロジェクト等の手段を通じて、日本及びタイ双方の化学物質管理分野における、政策、法律、規制、技術等に関する経験、手法、手段等を共有する。
- （2）両者は、化学物質管理分野における情報交換、セミナー、人材育成及びその他の活動に協力する。
- （3）両者は、合意に基づく決定に従って、その他の協力活動を実施する。

第3項 対話

両者は第2項に掲げた事項について共有するための対話を設立する。

- （1）両者は、タイにおいて対話を原則として年一回実施する。
- （2）両者は、事前に対話での議題とその他の関連事項を相談する。
- （3）両者は、必要に応じて、それぞれの国の他の政府関係機関、民間部門や学術経験者その他の関係者を招聘することができる。

第4項 ローリング・ワークプラン

本覚書の付属文書であるローリング・ワークプランは、適当な時期、特にローリング・ワークプランに示された課題が終了される場合又は新規又は追加的な活動によって補足されるべき場合には、第5項に記載された責任者により更新又は修正されうる。

第5項 連絡窓口

本覚書に基づくすべての通知及び情報交換は、英語で記載され以下の責任者を窓口として行われる。

日本国経済産業省化学物質管理課
日本国東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
気付：化学物質管理課長

タイ王国工業省工場局
タイ王国 10400 バンコク都ラーチャターウィー区ラマ 6 世通り 75/6
気付：安全技術部長

- 第 6 項 変更
- (1) 両者は、相互の書面による同意がある場合はいつでも、本覚書を変更しうる。
 - (2) 第 5 項で指名される責任者は、相互の書面による同意によって本覚書とは別に、ローリング・ワークプランを変更しうる。

第 7 項 期間

覚書に基づく協力は、署名した日より開始され、3 年間継続され、両者の同意によって延長されうる。

2015 年 12 月 22 日署名

代表して署名
経済産業省

代表して署名
工業省

福島洋
日本国経済産業省
大臣官房審議官（製造産業局担当）

パサー・ロハンチュン
タイ王国工業省
工場局長

署名立会人

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

一般社団法人 日本化学工業協会

木井保夫
化学物質管理センター所長
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

庄野文章
常務理事
一般社団法人 日本化学工業協会

付属

ローリング・ワークプラン

2015 年 12 月 22 日現在

(仮訳)

序

本ローリング・ワークプランの目的は、日本国経済産業省とタイ王国工業省工場局(以下、“両者”という)により 2015 年 12 月 22 日に署名された協力に関する覚書を実施すること及び促進することである。

このローリング・ワークプランは、上述の協力に関する覚書の第 1 項及び第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項にしたがって、両者の責任者により確定されるとともに変更されうる。

活動内容

1. 両者は今後それぞれ、中心となるコンタクト・ポイントを本ワークプランの実施のコーディネータとして指定し、また両者は、下記に列挙する 2. (1) 及び (2)、(3) の各活動のコンタクト・ポイントを、今後それぞれ指定する。

2. 両者は、下記の活動に関する具体的な方法及び具体的活動内容について今後検討を開始する。

(1) タイにおける”第 4 次化学物質管理国家戦略計画”の実施支援

a) 日本は、タイにおけるリスク評価及びリスク管理のような、化学物質管理に関する活動を支援する。これらの活動には、タイにおけるリスクコミュニケーション及び電子化された化学物質データベースシステムの構築を含みうる。

b) 両者は、タイにおける化学物質管理制度に関する法律、規則及びガイドラインの将来的な改善のための経験と知見の共有について協力する。

(2) 能力開発

日本は、化学物質管理のための能力強化を目的とした研修及び／又はその他の人材育成プログラムを提供する。それらはプロセス安全を含みうる。

(3) 追加的活動

両者の合意に基づき、他の協力活動の実施も可能である。

- 上記に掲げる活動の実施に際し、両者は、関連する国家のおよび地域的、国際的な活動を考慮しなくてはならない。

- 加えて、両者の他の行政機関の専門家及びオブザーバーを招聘して本活動に参加させることを可能とする。

期間

本ローリング・ワークプランは、2018 年 12 月 21 日まで、又は両者により見直しを受ける時まで継続する。